

中津川市立坂本中学校

# 「いじめ防止基本方針」

～一人の子どもを大切にするために～

～一人ひとりの生徒が生き生きと生活するために～

## ◇ もくじ ◇

- I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より
- II いじめの未然防止
- III - (1) いじめの早期発見  
- (2) いじめ発見のポイント  
- (3) 重大事態への対応
- IV いじめの早期対応
- V いじめ防止対策のための組織・年間計画
- VI 関係諸機関との連携（関係諸機関連絡表）

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

< 「いじめ防止対策推進法第2条」より >

# I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より

中津川市立坂本中学校

**いじめをしない！させない！許さない！**

## いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<「いじめ防止対策推進法第2条」より>

## 教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守る！

そのために…

1. すべての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
2. 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める。



### 【未然防止】

- ◎子どもの「居場所」づくり、子ども同士の「絆」づくりを！
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを！

### 【早期発見・早期対応】

- ◎組織的な発見・対応を！
- ◎正確な事実確認を！

### 【保護者との連携】

- ◎児童生徒の幸せにつながる信頼関係を！

### 【関係諸機関との連携】

- ◎警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携を！

### <「いじめ」未然防止への積極的な指導－「絆づくり」と「居場所づくり」－>

「絆づくり」とは、主体的に取り組む共同的な活動を通して、生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくこと。そのための「場づくり（場や機会の提供）」に教職員は徹する。「居場所づくり」とは、生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所をつくりだすこと。

教師主導のエクササイズやトレーニングを繰り返すだけでは「絆づくり」にはならない。教職員が「絆づくり」を「してあげる」「させる」という発想を捨てる。

## Ⅱ いじめの未然防止

中津川市立坂本中学校

- ◇いじめは、どの子にも起こり得るもの。
- ◇いじめは、自分からは言いづらいもの。
- ◇いじめは、見ようと思って見ないとみつからないもの。  
だからこそ、子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、  
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

「いじめ防止 これだけは！（平成28年度2月岐阜県教育委員会）」より

### 1 未然防止の考え方

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- ◎未然防止のポイント ◇子どもの「居場所」づくり
- ◇子ども同士の「絆」づくり

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題  
「規律」「学力」「自己有用感」

～きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、  
認められているという実感を持った生徒～



#### 「居場所」と「絆」のある学校・学級

- 「学習規律」が確立されている学級
- 「分かった・できた」と思える授業
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える学級・学年・部活動
- 「共感的な人間関係づくり、自発性・自治力」を磨く特別活動（学年行事、生徒会活動、係活動）

#### 生命や人権を大切にする指導

- 「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育
- 人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」に触れる道徳教育
- 「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育
- いじめ防止に特化した教員研修会

子ども一人ひとりに対し、親身になって寄り添い、  
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

### Ⅲ - (1) いじめの早期発見

中津川市立坂本中学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のためには、日頃から教師と生徒と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要です。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、生徒に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切です。

#### 早期発見の基本

◇児童生徒のささいな変化に気づくこと

→気になる変化（遊びやふざけのように見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）をメモしておく。

◇気づいた情報を確実に共有すること

→教員同士で情報を伝え合う。気になる情報を付箋に書き、伝えたい教員の机の上に張っておく。（個人情報に留意する。）

◇情報に基づき速やかに対応すること

→必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。

#### 日常的に行うこと

～生徒のささいな変化に気づくために～

□朝の会での健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。

□『生活ノート』等、生徒が記述したものに目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。

□休み時間の人間関係に気を配り、一人でいる児童生徒に声をかける。

#### 定期的に行うこと

■子どもの生活を把握するための「心の健康調査」「生活実態調査」を毎月実施。

→二者懇談やSC or S 相面談を実施

■個別支援会議や学年会で気になる生徒について短期的・長期的な支援を検討

■職員会や打合せにて気になる生徒と支援方法について情報共有

■QUテスト等の実施と活用

#### 資料の保管について

■アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料（データ）及び調査報告書は保管期間を卒業後5年とする。

#### 【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の生徒、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

##### ①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

【心身の安全の保証】

・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努める。

【事実関係や心情を傾聴】

・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

##### ②保護者に対して

【日頃の連携に努める】

・生徒の良さや気になるところ等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

## Ⅲ - (2) いじめ発見のポイント

中津川市立坂本中学校

ちょっとした生徒の変化を見つけ（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって大きないじめ問題に発展することが防げると思います。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚も必要です。また、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切です。以下に記した「いじめ、差別等「発見、指導」のポイント」はほんの一例にすぎませんが、日常生活での生徒つかみのポイントとして下さい。

### いじめ、差別等「発見」のポイント

#### 1 登校・下校

- ① 元気がない（肩を落として歩く／とぼとぼ ゆっくりすぎる）
- ② 急に一人で登校し始める
- ③ カバンをいくつも持っている（持たされている？）
- ④ カバンや衣服が汚れていたり破損したりしている（途中で何かあったかも？）
- ⑤ 遅刻・早退・欠席が増える（いじめによる不登校傾向のスタートかも？）
- ⑥ 下校時 急いで教室から出ていく / なかなか帰ろうとしない

#### 2 朝の会・帰りの会

- ① 泣いている 机に伏せている（それでもほうっておかれている）
- ② 遅れてくる（トイレ等で何かされたかかもしれない）
- ③ 机が隣と離れている
- ④ “一日の振り返り”のときなどに 小さなことでも集中的に名前がでる
- ⑤ 強い口調で言われる（何か指示される 命令調で言われる）
- ⑥ 呼び捨て・あだ名で呼ばれる
- ⑦ 予定を書こうとしない（いじめられて意欲がわからない場合も考えられる）
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる 無視される まわりが変な雰囲気になる

#### 3 授業

- ① 筆箱・ノート・教科書をよく忘れる（隠されたり勝手に使われたりしている）
- ② 机や持ち物に落書きがしてある 乱れている（他者にやられている場合がある）
- ③ 泣いている／机に伏せている（それでもほうっておかれている）
- ④ 呼び捨て・あだ名で呼ばれる
- ⑤ 机が隣と離れている
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる／無視される／まわりが変な雰囲気になる
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる
- ⑧ エンピツや定規などでつつかれる
- ⑨ 襟などに何か入れられる／いたずら書きなどをはさまれる
- ⑩ 保健体育の授業や委員会などのときに座るのをためらわれる席の主
- ⑪ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る（いじめられていると休み時間に行けない）
- ⑫ 席を変わらされる子（特に特別教室で起きうる もちろん普通教室でもありうる）
- ⑬ きつい係や人気のない仕事を半ば強制的に押しつけられる
- ⑭ ノートをとらなくなったり乱雑になったりする／集中して話が聞けなくなった
- ⑮ グループ学習や生徒活動のときに誰かに呼び付けられる／特定の子の所へ行く
- ⑯ しばしば授業に遅れる  
「保健室に行っていました。」「Mr.に行っていました。」「～を探していました。」「～を片付けていました。」

#### 4 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る
- ② 教室で一人のことが多い
- ③ トイレの前に立っている（立たされている＝見張り役）
- ④ 暗い顔をして誰かに手を引かれている／誰かの後をついて歩いている（いじめの場所への途中?）
- ⑤ 遊んでいるようでよく見ると集中的に何かをぶつけられている
- ⑥ プロレスの技をいつもかけられる側だったり複数の者に技をかけられたりする
- ⑦ 玩具的な扱いを受けている（耳や鼻を引っ張られる・小突かれる・けられる）
- ⑧ 校外へ出る（商店へのパシリかも?）
- ⑨ 何人かでひそひそ話している子たちの視線の先にいる生徒
- ⑩ 職員室の前などをうろうろしている（何か訴えたい? パシリで鍵や物を取って来いと命令された?）
- ⑪ 教室移動のとき いつも一人

#### 5 給食の時間

- ① 給食当番で いつも面倒臭い分担（重い物）をやらされる
- ② 給食当番で配ると変な顔をされる／他者が配ったのと変えられる
- ③ しばしば足りないメニューがある（とられた・意識的に配られなかった）
- ④ デザートなどをくれくれと言われたり 自分から進んで特定の子にあげたりする
- ⑤ 自分の分にいたずらをされる（箸をさす・混ぜる・かくす）
- ⑥ いつも一人で遅くまで食べている（当番に嫌がられている可能性あり）

#### 6 掃除の時間

- ① いつも きつい分担をやっている（冬の雑巾がけ・机運び）
- ② いつも ゴミ捨てに行っている（分担がはっきりせず さぼりぎみの掃除場所で）
- ③ ほうきでたたかかれているや雑巾を投げ付けられている
- ④ ゴミをはき付けられてたり 水をかけられたりしても怒らない

#### 7 部活

- ① たまに練習に遅れて きつく責められる
- ② しばしば しごかれる
- ③ いつも 後片付けや使い走りをさせられる
- ④ ペア練習でいつも余ってしまう生徒やペアになることを避けられる
- ⑤ 練習に行きたがらないやさぼりがちな
- ⑥ 下級生からなめられたり ひどい言い方をされたり 呼び捨てされたりする
- ⑦ 練習ゲームでチームに入ると（先生が入れると）他者が嫌な顔をする

#### 8 その他・全体的に

- ① 席替えやグループづくりのとき 隣や同グループになるのを嫌がられる
- ② 急に成績が下がった
- ③ 視線が定まらなかつたり おどおどしたりしている
- ④ 笑顔が消えた
- ⑤ 無口になった
- ⑥ 急に行動力のある生徒と一緒に行動しだしたり 急に友達が変わったりした
- ⑦ 「係をやめたい」や「部活を変えたい」と言い出す（初めはさぼり現象）
- ⑧ 「席替えをして」と頼みにくる
- ⑨ 靴・上履き・カバン等の持ち物がなくなる（壊される／落書きされる／画紙が入っている）
- ⑩ いつも あだ名や呼び捨てで呼ばれる
- ⑪ いつも 他者の用事で職員室にくる
- ⑫ 特定の生徒の手伝いをする／特定の生徒に用事を頼まれる子（良い行為だが二面性あり）
- ⑬ 『生活ノート』で不安や心配を暗にほのめかす
- ⑭ 『生活ノート』の中身が急に形式的な優等的なものになった
- ⑮ 『生活ノート』の字体が変わる／乱雑になる／出さなくなる

## Ⅲ - (3) 重大事態への対応

中津川市立坂本中学校

### 【重大事態】とは

以下の疑いがある場合、「重大事態」と認定し、慎重かつ迅速に対応します。

- ①いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。「生徒の生命、心身又は財産に重要な被害が生じた疑い」とは、次のようなケースが想定される。

ア 自殺を企画した場合	イ 身体に重大な障がいを負った場合
ウ 金品等に重大な被害を被った場合	エ 精神性の疾患を発症した場合

- ②いじめにより、本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・「相当な期間」については、年間30日間を目安とする。
- ・ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記の目安にかかわらず、中津川市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- ③生徒や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申し出があったとき。

- ・その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして中津川市教育委員会に報告する。

### 重大事態の報告

◇学校は、日々案件が発生した場合には、直ちに中津川教育委員会に報告する。

### 重大事態の調査

- ①重大事態の調査主体

- ・調査の主体は、学校か中津川市教育委員会である。ただし、次の場合は、中津川市「いじめ対策部会」により調査を実施する。

ア 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合
イ 学校の教育結果に支障が生じるおそれがあるような場合

- ②調査を行うための留意事項について

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・この調査は、学校又は中津川市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることを踏まえて行う。
- ・学校は、事実としっかり向き合う。
- ・学校は、中津川市教育委員会に対して積極的に資料を提供する。
- ・学校は、中津川市「いじめ対策部会」における十分な協議を経た調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ・生徒の自殺という事態が起こった場合は、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証する。遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

### 調査結果の提供及び報告

- ①情報を提供する際の留意事項について

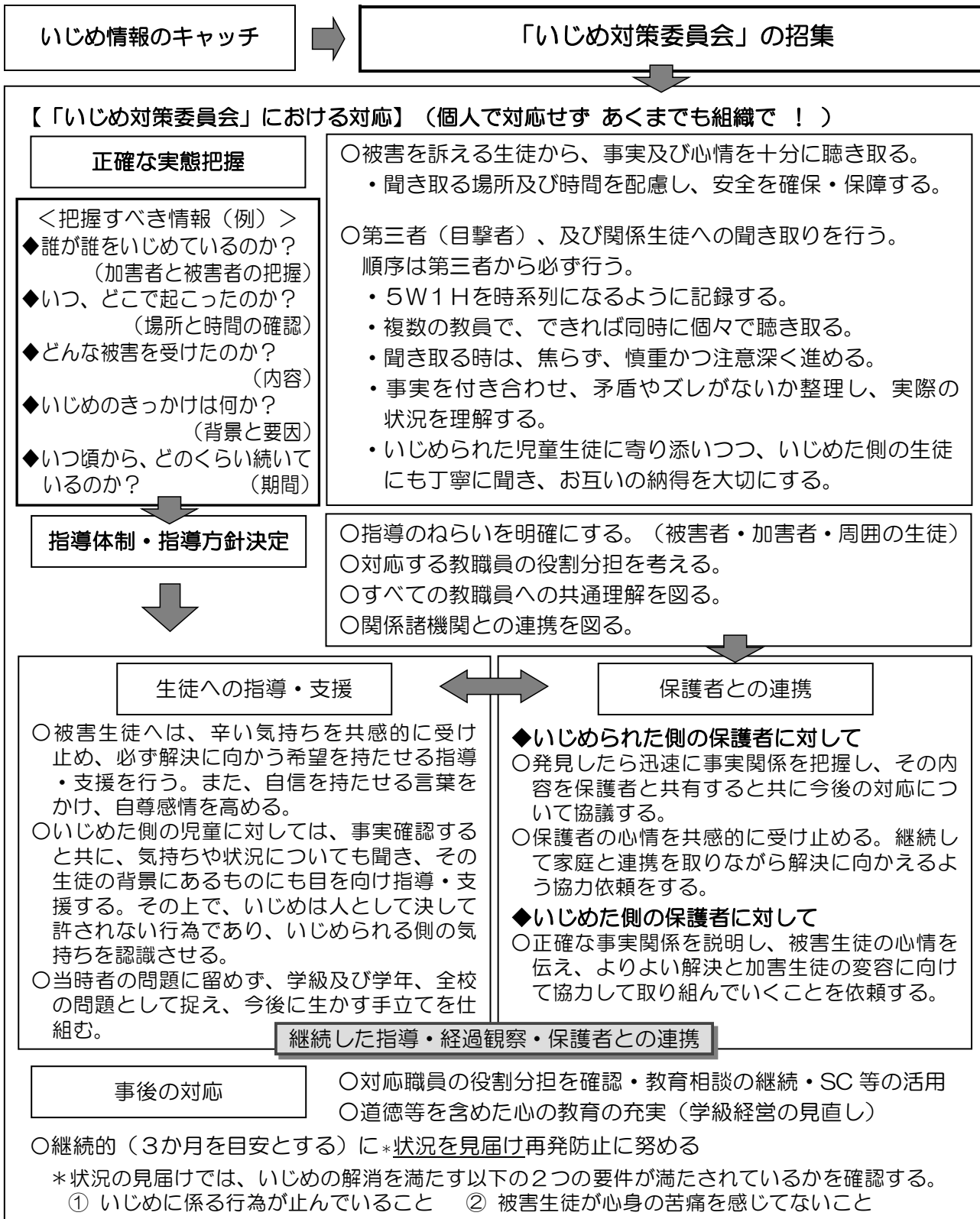
- ・学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒の保護者に説明する。
- ・これらの情報提供にあたっては、学校は生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

- ②調査結果について、学校は中津川市教育委員会に報告する。

# IV いじめの早期対応

中津川市立坂本中学校

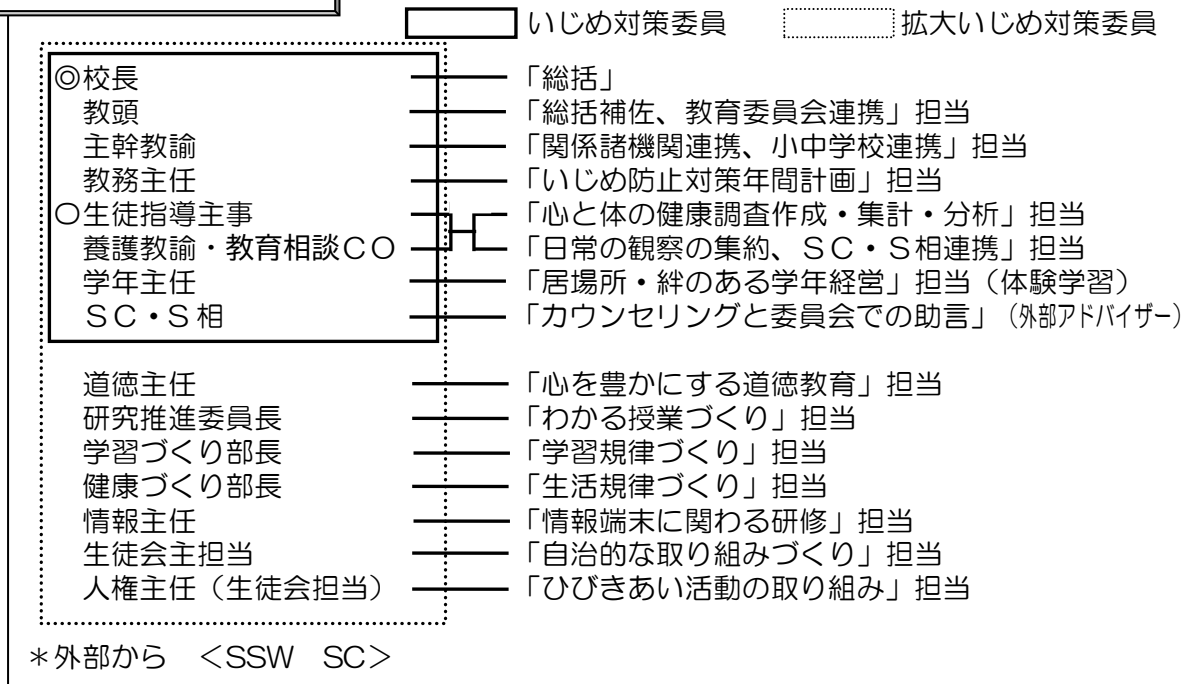
いじめの相談を受けたり、その兆候を発見したりした場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切です。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となります。いじめの解決に向けて一人で抱え込まず、学年や学校体制で組織的に対応していきましょう。いじめられている（と感じている）生徒の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めていきます。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要です。



## V いじめ防止対策のための組織・年間計画

中津川市立坂本中学校

### いじめ対策委員会

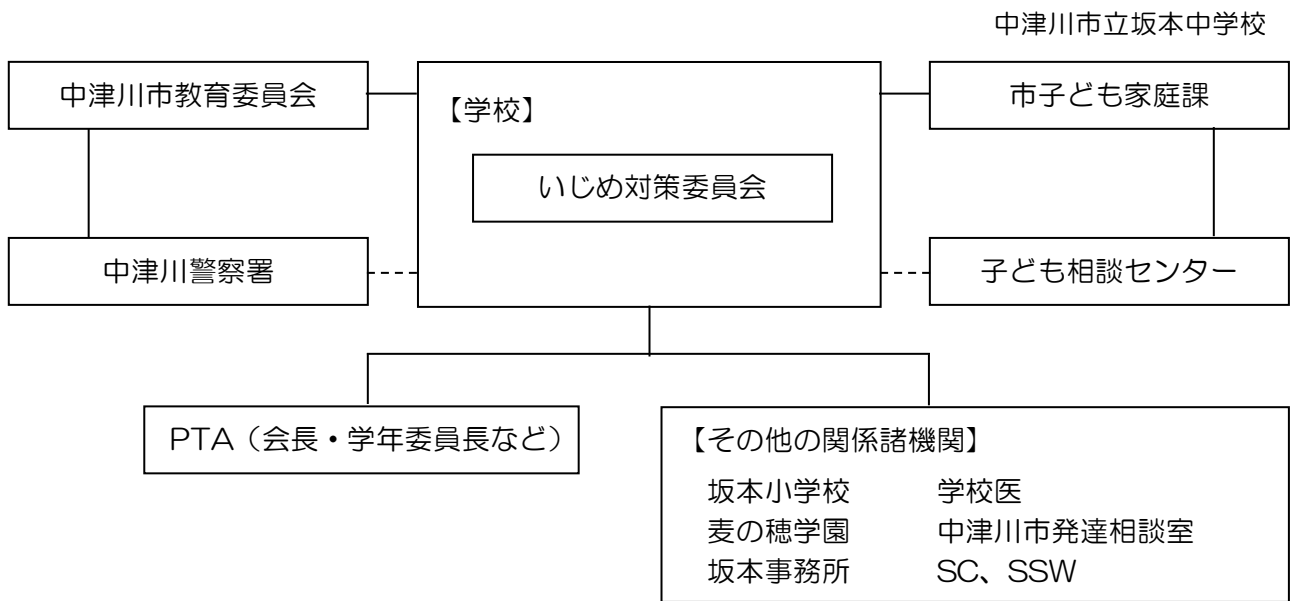


### <いじめ防止対策のための年間計画（「いじめ対策委員会」に関わって）>

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大いじめ対策委員会①</li> <li>・いじめ防止職員研修①</li> <li>・二者懇談</li> <li>・部活動三者会</li> </ul>	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検シート（国立教育政策研究所）</li> <li>・学校生活調査③</li> <li>・三者懇談</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止職員研修②（2期職員会）</li> <li>・心の健康調査①</li> <li>・二者懇談、三者懇談</li> </ul>	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QUテスト②</li> <li>・心の健康調査④</li> <li>・二者懇談</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止職員研修③（3期職員会）</li> <li>・QUテスト①</li> <li>・学校生活調査①</li> </ul>	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止職員研修⑥（5期職員会）</li> <li>・ひびきあいの日の取り組み実施</li> <li>・学校生活調査④</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止職員研修④（情報モラル）</li> <li>・心の健康調査②</li> <li>・二者懇談</li> </ul>	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康調査⑤</li> <li>・二者懇談</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QU活用研修会</li> <li>・学校生活調査②</li> </ul>	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針見直し</li> <li>・学校生活調査⑤</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止職員研修⑤（4期職員会）</li> <li>・心の健康調査③</li> <li>・二者懇談</li> </ul>	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大いじめ対策委員会②</li> <li>・本年度のまとめと次年度の方針</li> </ul>

\* いじめ事案発生時は **緊急いじめ対策委員会**を招集し対応にあたる。

## Ⅵ 関係諸機関との連携



関係機関連絡先一覧

関係諸機関	関係課等	電話番号
中津川市教育委員会	学校教育課	66-1111
	学校教育課長	内線：4230
	生徒指導担当主事	内線：4231
中津川警察署		66-0110
中津川市消防本部		66-1119
中津川市民病院		66-1251
中津川市総務部	防災安全課	66-1111
	防災安全課長	内線：164
中津川市市民福祉部	子ども家庭課	66-1111
	子ども家庭課長	内線：615
東濃子ども相談センター		0572-23-1111
恵那保健所		0573-26-1111